

名古屋市の総合事業 について

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



1. 総合事業とは

【正式名称】

「介護予防・日常生活支援総合事業」

【位置づけ】

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする事業（介護保険法 第115条の45第1項）。

【事業開始】

名古屋市では平成28年6月より開始

2. 総合事業の位置づけ (地域支援事業：介護保険法第115条の45)

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

地域
支援
事業

介護予防・日常生活支援総合事業(第1項)

(要支援1～2、事業対象者)

- サービス・活動事業 (旧介護予防・生活支援サービス事業) (第1号)
訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス (配食等)、介護予防支援事業 (ケアマネジメント) 等
- 一般介護予防事業 (第2号)

包括的支援事業 (第2項)

- 地域包括支援センターの運営 (地域ケア会議の充実含む)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員)
- 生活支援サービスの体制整備 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業 (第3項)

介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業

3. 総合事業の目的

- ◆ 認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が自立した日常生活を送ること、またそのための活動を選択することができるよう支援する。
- ◆ 市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行う。

(地域支援事業実施要綱より)

4. 総合事業の考え方

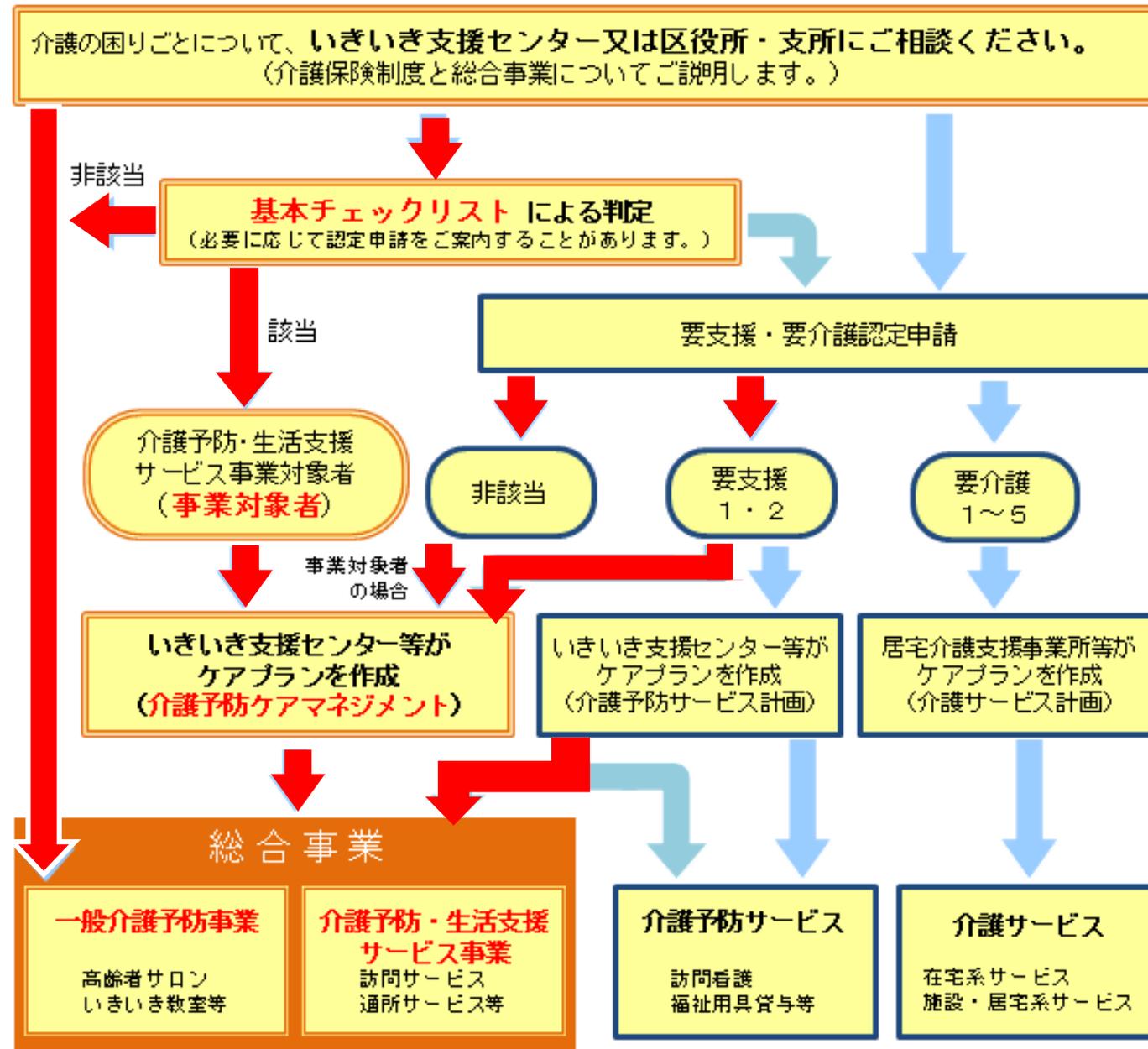
- ◆ 住民主体の活動を含む多様なサービス・活動の充実を図り、高齢者の選択できるサービス・活動を充実し、在宅生活の安心確保を図る。
- ◆ 高齢者の社会参加の促進や介護予防に資する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的なマネジメントと自立支援に向けたサービス・活動の実施による自立の促進や重度化予防の推進等を目指す。

(地域支援事業実施要綱より)

5. 総合事業の種類

事業の種類	利用できる方	事業の内容
サービス・活動事業 (旧介護予防・生活支援サービス事業)	○要支援1・2の方 ○事業対象者の方(65歳以上の方で基本チェックリストによる判定で該当した方)	○訪問サービス ・予防専門型訪問サービス ・生活支援型訪問サービス ・地域支えあい型訪問サービス ・短期集中予防型訪問サービス(令和6年10月～) ○通所サービス ・予防専門型通所サービス ・ミニデイ型通所サービス ・運動型通所サービス ○自立支援型配食サービス
一般介護予防事業	65歳以上のすべての方	主に介護予防の普及啓発を目的とした事業 (いきいき教室、認知症予防教室、はつらつ長寿推進事業、高齢者サロン等)

(参考)
総合事業の
利用の流れ



(参考) 基本チェックリストについて

事業対象者を判定するため
国が定める25項目

区分	No.	質問項目	回答		
日常生活の状況	1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ	(ア)
	2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ	
足腰の状況	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	(イ)
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ	
	8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ	
	9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ	
栄養状況	11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	(ウ)
	12	肥満度(BMI ※)は18.5未満ですか。 ※ BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)	はい	いいえ	
お口の状況	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	(エ)
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ	
こもり	16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	(オ)
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ	
忘れもの	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	(カ)
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ	
	20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい	いいえ	
ここ2週間の気持ち	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	(キ)
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ	
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ	
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ	
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ	

要介護認定申請のため本市が定める13項目を確認

実施可能な日常生活活動の状況	26	1人で外出できますか	はい	いいえ	(ク)
	27	バスや電車を使って移動できますか	はい	いいえ	
	28	日用品の買物ができますか	はい	いいえ	
	29	請求書の振込み(窓口、ATMなど)ができますか	はい	いいえ	
	30	お金の管理ができますか	はい	いいえ	
	31	電話番号を調べることができますか	はい	いいえ	
	32	足のツメを自分で切れますか	はい	いいえ	
	33	掃除機がけができますか	はい	いいえ	
	34	薬の管理ができますか	はい	いいえ	
	35	家の鍵の管理ができますか	はい	いいえ	
	36	食事を作れますか	はい	いいえ	
	37	電子レンジを使えますか	はい	いいえ	
	38	ガスコンロ(ガスレンジ)を利用できますか	はい	いいえ	

• No1～No25は全国共通
→事業対象者の判定に利用

• No26～No38は市の独自項目
→対象者の能力の把握や効果検証に利用

(参考) 基本チェックリストにおける判定基準

事業対象者判定の基準		
①	(ア)～(カ)のうち10項目以上に該当	(複数の項目に該当)
②	(イ)のうち3項目以上に該当	(運動機能の低下)
③	(ウ)の2項目の全てに該当	(低栄養状態)
④	(エ)のうち2項目以上に該当	(口腔機能の低下)
⑤	(オ)のうちNo.16に該当	(閉じこもり)
⑥	(カ)のうち1項目以上に該当	(認知機能の低下)
⑦	(キ)のうち2項目以上に該当	(うつ病の可能性)

左記①～⑦の一つでも当てはまる場合には、事業対象者と判定される。

左記⑧に当てはまる場合には、要介護認定申請を案内する。

※基本チェックリスト様式の回答欄のうち、網掛けした項目の数を集計して判定する。

要介護認定申請案内の基準		
⑧	(ク)のうち6項目以上に該当した場合	(認定申請の必要性)

総合事業における名古屋市の訪問型サービス

	予防専門型	生活支援型	地域支えあい型	短期集中予防型 (令和6年10月～)
サービス類型	従前相当	基準緩和 (A)	住民主体 (B)	短期集中 (C)
利用者	要支援・事業対象者 (状態像の目安に準ずる・該当する方)	要支援・事業対象者	主に要支援・事業対象者	要支援・事業対象者のうち、転倒骨折のリスクの高い方
事業主体	指定事業者	指定事業者	各学区地域福祉推進協議会	委託事業者 (県柔道整復師会、県理学療法士会)
サービス内容	身体介護 (入浴介助等) 生活援助 (掃除・洗濯・家事等)	生活援助 (掃除・洗濯・家事等)	日常のごみ出し、買い物支援等のちょっとした困りごとに対応	運動や生活動作の指導、生活環境等の改善提案
サービス提供者	介護職員 (有資格者)	介護職員 (有資格者・所定の研修修了者)	地域ボランティア	柔道整復師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
利用者負担	事業支給費の1～3割	事業支給費の1～3割	なし (別途実費徴収あり)	なし
限度額管理	あり	あり	なし	なし
ケアマネジメント	A	B	C	C

総合事業における名古屋市の通所型サービス

	予防専門型	ミニデイ型	運動型
サービス類型	従前相当	基準緩和（A）	基準緩和（A）
利用者	要支援・事業対象者（状態像の目安に準ずる・該当する方）	要支援・事業対象者	要支援・事業対象者
事業主体	指定事業者	指定事業者	指定事業者
サービス内容	食事・入浴などの介護や機能訓練を提供	市独自の「いきいき元気プログラム」を実施する	事業所ごとに運動を中心としたプログラムを実施する
サービス提供者	介護職員（有資格者）	「いきいき元気プログラム事業者研修」修了者を1名以上	柔道整復師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、鍼灸師、健康運動士など有資格者
利用者負担	事業支給費の1～3割	事業支給費の1～3割	事業支給費の1～3割
限度額管理	あり	あり	あり
ケアマネジメント	A	B	B

短期集中予防型訪問サービス



1. 短期集中予防型訪問サービスと訪問型サービスCの定義等

(1) 短期集中予防型訪問サービスとは

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業（旧介護予防・生活支援サービス事業）のうち、短期集中サービス（訪問型サービスC）として実施するもの。

サービス内容	訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者の居宅を保健福祉等専門職が短期集中的（3月間）に訪問し、居宅での運動や生活動作の指導、生活環境等の改善提案を行う
利用者	要支援・事業対象者のうち、転倒骨折のリスクの高い方
事業主体	委託事業者（県柔道整復師会、県理学療法士会）
サービス提供者	柔道整復師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
ケアマネジメント	C
事業開始	令和6年10月～

1. 短期集中予防型訪問サービスと訪問型サービスCの定義等

(2) 訪問型サービスCの定義等

定義	高齢者の目標の達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防及び自立支援の効果が増大すると認められる者に対し、期間（3月以上6月以下）を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供されるサービス
サービス内容	訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者の居宅を訪問して、その 生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施
サービス提供者	保健・医療専門職
基準	内容に応じた独自の基準
留意点	サービス終了後も引き続き活動や参加が維持されるよう、地域の通いの場や通所型サービス等社会参加に資する取組に結びつくことを目指す

2. 短期集中予防型訪問サービス新設の背景・目的

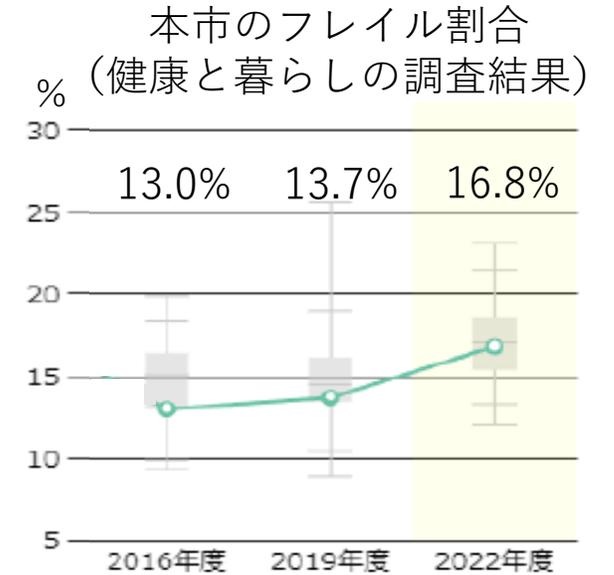
【背景】

- 本市における要介護となった原因で転倒骨折が最も多い。
- フレイル割合が増加している。

令和4年度介護保険在宅サービス利用者調査

	第1位	第2位	第3位
疾患名	転倒・骨折	高齢による衰弱	関節疾患
割合	23.3%	20.3%	18.4%

N=1,765



【目的】

対象者の自宅に専門職が訪問し、運動や生活動作、生活環境等の指導を実施することにより、転倒骨折による要介護状態の予防、重症化予防を図り、利用後の社会参加の促進及び地域における自立した日常生活の維持を目的とする。

3. 短期集中予防型訪問サービスの対象者

【対象者】

要支援認定者または事業対象者のうち（1）～（4）すべてに該当する方

※基本チェックリストにおいて、運動器機能が低下しており、転倒リスクが高い方

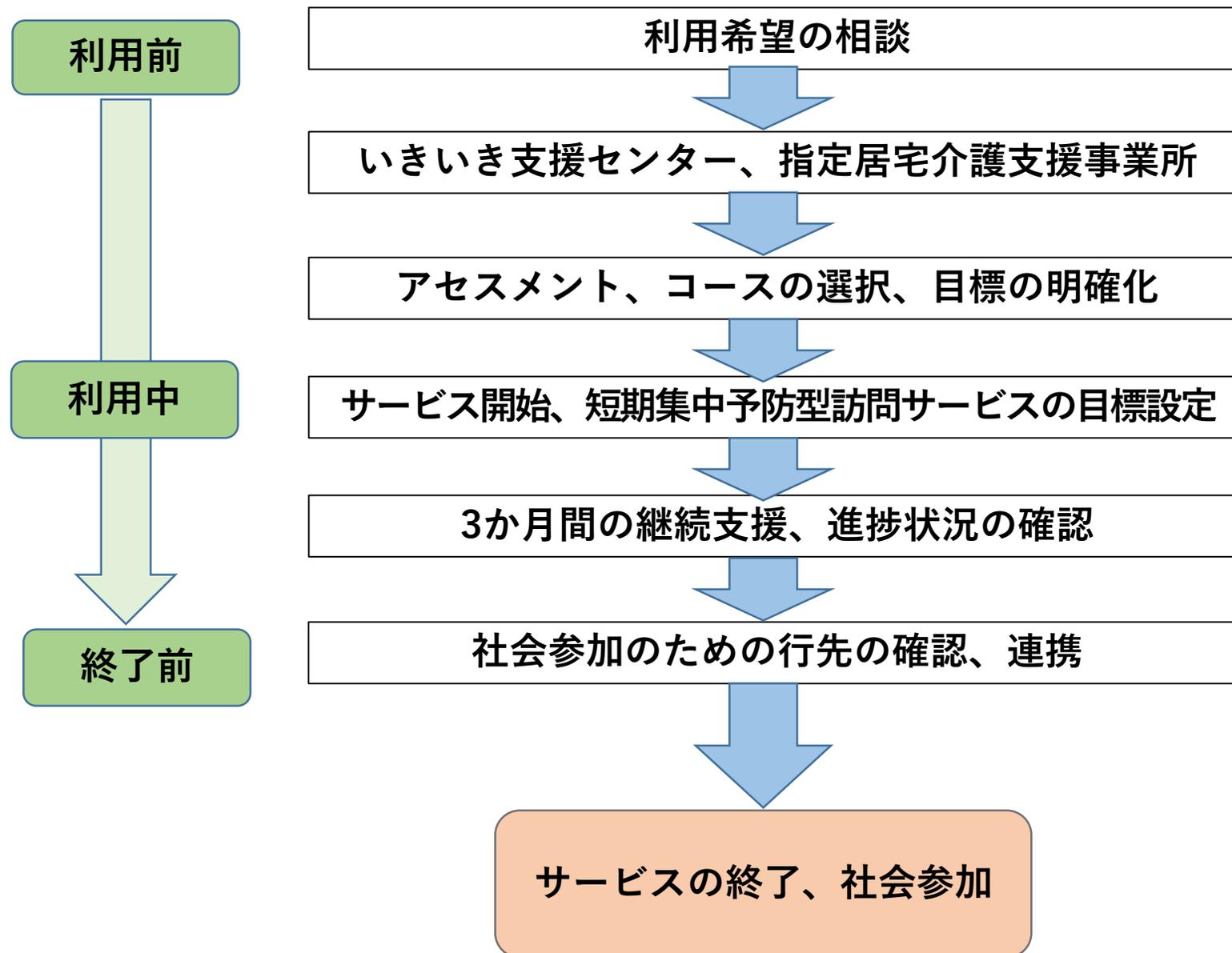
- （1）基本チェックリストの転倒に関する質問No.9、No.10のいずれかに「はい」と答えた方
- （2）基本チェックリストの運動器の機能に関する質問N.6～No.10のうち3項目以上に該当する方
- （3）介護予防訪問リハビリテーション、リハビリテーションを目的とした介護予防訪問看護（理学療法士等による訪問）のいずれも利用していない方
- （4）過去に本サービスを利用したことがない者。ただし、利用後に要介護状態区分等に変更があった場合又は他のコースを利用する場合は除くものとする。

4. 短期集中予防型訪問サービスの種類

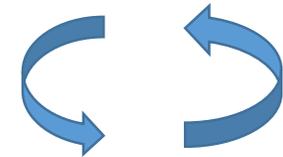
本サービスは「暮らし活性化コース」と「運動習慣定着コース」の2つのコースに分かれており、ケアマネジャーが利用者本人の状態や希望等を勘案して選択する。

	①暮らし活性化コース	②運動習慣定着コース
内容	心身機能と生活環境のアセスメントに基づき、転倒予防のための動作指導、生活環境の改善提案などを行う。	自宅でできる運動を指導し、一緒に運動を行うことで運動習慣の定着を目指す。
時間	1時間	1時間
回数	4週間で1回（最初の4週間は2回）	週1回
期間	12週間（全4回）	12週間（全12回）
サービス提供者	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	柔道整復師
サービス報酬	9,200円	9,200円
利用者負担	無料	無料
派遣事務局	愛知県理学療法士会	愛知県柔道整復師会

5. 短期集中予防型訪問サービスの流れ



本人の「したい」、または「できるようになりたい」生活行為が**目標**として設定された**介護予防ケアマネジメント**



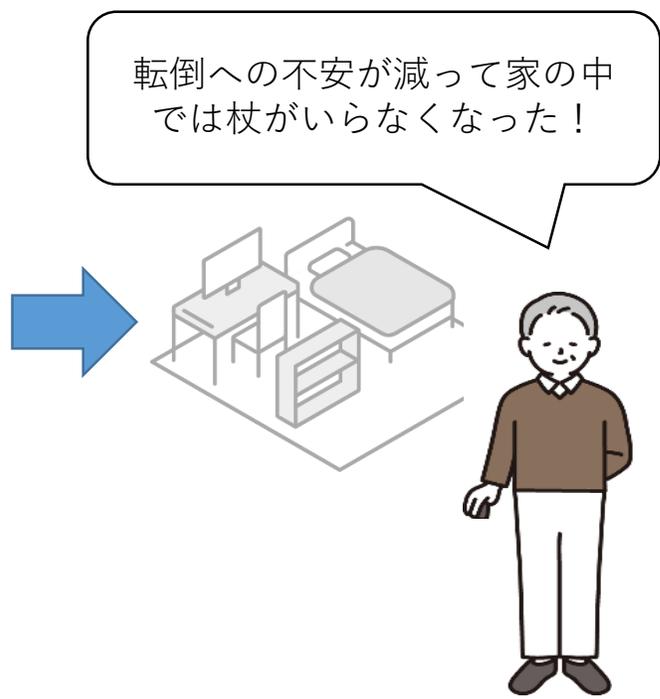
サービス開始時より、**自主的継続的な介護予防、社会参加を高めるために必要な相談・指導等**により終了後の生活を意識した支援

6. コースのイメージ

①暮らし活性化コース

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかが訪問し、動作の指導や生活環境の改善提案などを行います。
- 回数は最初4週間で2回（2週に1回） + 残り8週間に2回（4週に1回）（合計4回）

【サービス開始時】



【終了後】



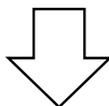
【注意点】 本サービスでは指導を行うことが中心であり、マッサージ、整復等の施術や徒手療法、物理療法等の治療的介入は実施することはできません。

6. コースのイメージ

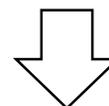
①暮らし活性化コース

利用期間：令和6年10月8日～12月24日とした場合の例

2024年10月	7日	8日(火)	9日	10日	11日	12日	13日
		1回目					
	21日	22日(火)	23日	24日	25日	26日	27日
		2回目					



2024年11月	25日	26日(火)	27日	28日	29日	30日
		3回目				



2024年12月	23日	24日(火)	25日	26日	27日	28日	29日
		4回目					

- ・ 期間内の振り替えは可
- ・ サービス計画時、年末年始等を考慮して12週間を超えて利用期間を設定することは可能

6. コースのイメージ

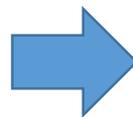
② 運動習慣定着コース

- 柔道整復師が訪問し、自宅で実施できる運動を指導し、一緒に運動を行うことで運動習慣の定着を目指します。
- 回数は週1回×12週間（合計12回）

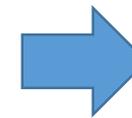
【サービス開始時】

力をつけるため、一緒に体操していきましょう。

私が来ない日も取組んでみてください。



教えてもらった体操を自分で取り組むようになった！



【終了後】

からだが軽くなって外に出かけるのも楽しくなってきた。地域の通いの場へ参加もしてみたい。



【注意点】 本サービスでは指導を行うことが中心であり、マッサージ、整復等の施術や徒手療法、物理療法等の治療的介入は実施することはできません。

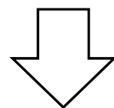
6. コースのイメージ

② 運動習慣定着コース

利用期間：令和6年10月8日～12月24日とした場合の例

2024年10月

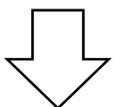
7日	8日(火)	9日	10日	11日	12日	13日
	1回目					



毎週火曜日利用

2024年11月

4日	5日(火)	6日	7日	8日	9日	10日
	5回目					



2024年12月

23日	24日(火)	25日	26日	27日	28日	29日
	12回目					

- ・ 期間内の振り替えは可
- ・ サービス計画時、年末年始等を考慮して12週間を超えて利用期間を設定することは可能

7. 短期集中予防型訪問サービス終了後について

本サービスの目指すこと

利用者が自主的継続的に介護予防活動に取り組み、要介護状態とならないよう、自立した生活を送ることができる。

自宅

生活環境の改善、
生活動作の拡大

自宅でも実践できる
運動プログラムの継続

社会参加

一般介護予防事業への参加

地域の通いの場、サロンへの参加
⇒ 各区社会福祉協議会

いきいき教室
⇒ 各区保健センター

認知症予防教室
⇒ 各区福祉会館

通所サービスの利用

ミニデイ型通所サービス

運動型通所サービス

⇒ サービス提供者と
ケアマネジャーとの連携

7. 短期集中予防型訪問サービス終了後について

元気な高齢者

フレイル高齢者

ICTを活用した取り組み

- ICTを活用したフレイル予防・見守り事業
40歳以上の市民を対象にフレイル予防の取り組みポイントを付与するアプリを提供

住民主体の「通いの場」での活動

- 高齢者サロン ※保健師やPT・OT・ST等の専門職を派遣
- 認知症カフェ

65歳以上高齢者が参加できる事業

- いきいき教室【保健センター】
保健師・栄養士・歯科衛生士等による健康・栄養・口腔などの講座
- 認知症予防教室【福社会館】
認知症予防に役立つ知識や『いきいき元気プログラム』の一部を実施する教室
- 認知症予防リーダー養成講座【福社会館】
- フレイル予防リーダー養成講座

要支援者等向けサービス（フレイル改善）

通所系

- ミニデイ型通所サービス
『いきいき元気プログラム』を実施するサービス
- 運動型通所サービス
各事業所ごとの運動プログラムを実施するサービス

訪問系

- 短期集中予防型訪問サービス
自宅に専門職が訪問し、運動や生活動作、生活環境の改善指導を実施するサービス

自主的・継続的な介護予防

社会参加

身近な地域

保健センター・福社会館等

事業所

